第明三治種二郵十便五物年認三可月三十日

平成２２年（フ）第２７６号
熊本市長嶺南８丁目４番８―101号
債務者　井手　花江
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３４６号
熊本県合志市須屋1616番地６
債務者　村上　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３５５号
熊本県合志市御代志1753番地２
債務者　有田　智治
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３７７号
熊本市健軍４丁目８番91号　博水ビル107
債務者　池田　正洋
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４１７号
熊本市九品寺５丁目14番23号　九品寺第二団地２Ｃ―２―205
債務者　西本　清二
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２３９号
埼玉県越谷市南越谷１丁目６番44号
債務者　伊東　克雄
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
埼玉県入間市高倉２丁目２番17号　シャトー武蔵野207
債務者　秋元　秀幸
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３６２号
埼玉県飯能市東町29番25号　渡辺荘東２階、前住所埼玉県飯能市八幡町23番14号　レピュート飯能203
債務者　小嶋　飛鳥
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８７号
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ15棟101号
債務者　堀越　吉則
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３９７号
埼玉県所沢市けやき台１丁目18番地の６　メゾンシャンルーネ101
債務者　金子　実佳（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４０１号
埼玉県飯能市永田台１丁目６番地10、前住所東京都国分寺市東元町１丁目23番４号　ＡＭＯＵＲ　ＭＯＴＯＭＡＣＨＩ　202
債務者　佐藤真知子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４０８号
埼玉県川越市大字大袋新田863番地２
債務者　根岸早知子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２２０号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3325番地２
債務者　辻松　茂人
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２１号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3325番地２
債務者　辻松　佳子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1607番地１　県営横瀬五番団地１号棟303号
債務者　今井　　隆
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
埼玉県秩父市柳田町３番10号
債務者　根岸　洋枝
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
新潟県長岡市中島４丁目２番４号
債務者　遠藤　鈴美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
静岡県沼津市多比567番地の１
債務者　杉山　幸枝
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係